

京 都 労 働 局 発 表
平 成 2 2 年 1 0 月 2 9 日
1 6 時 0 0 分 公 表

経 済 記 者 ク ラ ブ 同 時 資 料 配 布
府 政 記 者 ク ラ ブ 同 時 資 料 配 付

担 当	京 都 労 働 局 職 業 安 定 部 職 業 対 策 課 課 長 木 下 登 課 長 補 佐 田 名 後 茂 T E L : 0 7 5 - 2 7 5 - 5 4 2 4
--------	--

平 成 2 2 年 京 都 府 内 の 障 害 者 の 雇 用 状 況 に つ い て

(平 成 2 2 年 6 月 1 日 現 在)

～ 民 間 企 業 の 実 雇 用 率 、 過 去 最 高 で 初 め て 法 定 雇 用 率 を 上 回 る ! ! ～

京 都 労 働 局 で は 、 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 (以 下 「 障 害 者 」 と い う 。) の 雇 用 状 況 に つ い て 、 「 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 」 の 規 定 に 基 づ き 、 障 害 者 を 雇 用 す る 義 務 の あ る 事 業 主 及 び 機 関 か ら 平 成 2 2 年 6 月 1 日 現 在 に お け る 障 害 者 雇 用 状 況 の 報 告 を 求 め 、 こ れ を 集 計 し た 。 そ の 結 果 は 次 の と お り で あ る 。

な お 、 精 神 障 害 者 (精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 所 持 者) に つ い て は 、 平 成 1 7 年 の 「 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律 」 の 一 部 改 正 を 受 け 、 平 成 1 8 年 4 月 1 日 よ り 実 雇 用 率 算 定 の 対 象 と な っ て い る 。

1 民 間 企 業 の 障 害 者 雇 用 状 況 [詳 細 は 別 表 1 ～ 4 参 照]

【 概 要 】

- ・ 民 間 企 業 の 実 雇 用 率 は 、 1 . 8 2 % (前 年 同 1 . 7 7 %) で 過 去 最 高 。 ま た 、 初 め て 法 定 雇 用 率 1 . 8 % を 上 回 る
- ・ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 割 合 は 4 9 . 5 % (前 年 同 4 7 . 5 %) で 現 在 の 法 定 雇 用 率 1 . 8 % が 設 定 さ れ た 平 成 1 0 年 7 月 以 降 最 高
- ・ 雇 用 さ れ て い る 障 害 者 数 は 6 , 5 0 6 人 (前 年 同 6 , 3 4 4 人)
- ・ 企 業 規 模 別 の 雇 用 率 で は 5 6 ～ 9 9 人 及 び 1 , 0 0 0 人 以 上 規 模 の 雇 用 率 が 1 . 9 1 % (前 年 同 1 . 8 6 % 及 び 前 年 同 1 . 8 9 %) で 最 も 高 く 、 5 0 0 ～ 9 9 9 人 規 模 が 1 . 6 9 % (前 年 同 1 . 6 3 %) で 最 も 低 い

(1) 企 業 規 模 別 の 実 雇 用 率 に つ い て

民 間 企 業 (常 用 労 働 者 数 5 6 人 以 上 の 企 業) の 実 雇 用 率 は 1 . 8 2 % で 前 年 (1 . 7 7 %) を 0 . 0 5 ポ イ ン ト 上 回 り 、 こ れ ま で で 最 も 高 い 雇 用 率 と な っ た 。 企 業 規 模 別 で は 、 従 業 員 5 6 ～ 9 9 人 規 模 で 1 . 9 1 % (前 年 同 1 . 8 6 %) 、 同 1 0 0 ～ 2 9 9 人 規 模 で 1 . 7 0 % (前 年 同 1 . 6 0 %) 、 同 3 0 0 ～ 4 9 9 人 規 模 で 1 . 8 0 % (前 年 同 1 . 7 6 %)

同500～999人規模で1.69%（前年同1.63%）、1000人以上規模で1.91%（前年同1.89%）と、全ての企業規模において、実雇用率が前年を上回った。

（2）産業別の実雇用率について

産業別の実雇用率では農林漁業1.35%（前年同0.67%）、建設業1.96%（前年同1.85%）、製造業1.79%（前年同1.75%）、電気・ガス・熱供給業・水道業2.82%（前年同2.78%）、運輸業・郵便業2.22%（前年同2.21%）、卸売業・小売業1.17%（前年同1.14%）、金融業・保険業1.73%（前年同1.61%）、不動産業・物品賃貸業1.92%（前年同1.87%）、生活関連サービス業・娯楽業1.87%（前年同1.84%）、教育・学習支援業1.71%（前年同1.60%）、医療・福祉2.42%（前年同2.35%）、複合サービス業1.95%（前年同1.49%）、サービス業2.51%（前年同2.35%）と、13業種において前年を上回ったが、上記以外の業種では下回った。

（3）雇用されている障害者数について

民間企業（常用労働者数56人以上の企業）に雇用されている障害者数は6,506人（前年同6,344人）と前年より162人増加した。雇用されている障害者のうち、身体障害者は5,151人（前年同5,106人）、知的障害者は1,214人（前年同1,128人）、精神障害者は141人（前年同110人）であった。

（4）法定雇用率達成企業割合について

法定雇用率1.8%が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上の企業）は1,358社（前年同1,376社）と前年より18社減少し、法定雇用率に基づく法定雇用数を達成している企業は1,358社中672社（前年同653社）と前年より19社増加した。法定雇用数達成企業の割合は49.5%（前年同47.5%）と前年を2.0ポイント上回った。

2 地方公共団体（京都府及び府内各市町村等の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表5～7参照]

【概要】

- ・京都府の機関（法定雇用率2.1%）の実雇用率は2.80%（前年同2.85%）
- ・京都府教育委員会（法定雇用率2.0%）の実雇用率は2.16%（前年同2.20%）
- ・市町村の機関（法定雇用率2.1%）の実雇用率は2.30%（前年同2.39%）

ただし、市町村の機関のうち京都市教育委員会については政令指定都市の教育委員会であるため法定雇用率2.0%が適用される

(1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）について

京都府の機関（法定雇用率 2.1%）に在職している障害者の総数は 137 人であり、実雇用率は 2.80%（前年同 2.85%）となっている。

各機関の実雇用率については京都府知事部局が 2.70%（前年同 2.87%）、京都府文化環境部が 2.94%（前年同 2.70%）、京都府警察本部が 3.50%（前年同 2.76%）となっている。

(2) 京都府教育委員会について

京都府教育委員会（法定雇用率 2.0%）に在職している障害者の数は 167 人であり、実雇用率は 2.16%（前年同 2.20%）となっている。

(3) 市町村の機関について

市町村の機関に在職している障害者の総数は 592 人であり、実雇用率は 2.30%（前年同 2.39%）となっている。

3 障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づいた障害者の雇入れ数に不足が生じている民間企業、また民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にある市町村に対し、公共職業安定所を中心に雇入れ指導を実施。障害の態様に応じた職域の開拓、求職者の情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成等により障害者雇用の促進に向けた取組を実施している。（雇用率達成指導の流れについては別添参照）

在職障害者数について

重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の在職者を持って2人に相当するものとしてカウントされる。

重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の在職者をもって1人としてカウントされる。

精神障害者である短時間職員（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の在職者を持って0.5人とカウントされる。

（国及び都道府県の機関の障害者の在職状況については、厚生労働省より発表されることとなっているが、厚生労働省からの発表に併せて各都道府県労働局においても都道府県の機関の在職状況について発表している。また、特殊法人の障害者雇用状況は別表7のとおりである。）

(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
平成22年	71,830	1.68	47.0	1,358	1.82	49.5
平成21年	72,328	1.63	45.5	1,376	1.77	47.5
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,389	1.76	48.0
平成19年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成18年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5
平成17年	65,449	1.49	42.1	1,316	1.63	44.6
平成16年	63,993	1.46	41.7	1,280	1.63	45.3

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

(従業員数)	全 国			京 都 府		
	平成20年 (%)	平成21年 (%)	平成22年 (%)	平成20年 (%)	平成21年 (%)	平成22年 (%)
56~99人	1.42	1.40	1.42	1.86	1.86	1.91
100~299人	1.33	1.35	1.42	1.63	1.60	1.70
300~499人	1.54	1.59	1.61	1.67	1.76	1.80
500~999人	1.59	1.64	1.70	1.60	1.63	1.69
1,000人以上	1.78	1.83	1.90	1.88	1.89	1.91
全 体	1.59	1.63	1.68	1.76	1.77	1.82

(別表3) 民間企業における産業別実雇用率

	全 国		京 都 府	
	平成21年 (%)	平成22年 (%)	平成21年 (%)	平成22年 (%)
農林漁業	1.70	1.73	0.67	1.35
鉱業・採石業・砂利採取業	1.49	1.62	-	-
建設業	1.51	1.56	1.85	1.96
製造業	1.76	1.78	1.75	1.79
電気・ガス・熱供給・水道業	1.92	1.94	2.78	2.82
情報通信業	1.29	1.35	1.28	1.19
運輸業・郵便業	1.81	1.88	2.21	2.22
卸売業・小売業	1.41	1.48	1.14	1.17
金融業・保険業	1.66	1.73	1.61	1.73
不動産業・物品賃貸業	1.24	1.37	1.87	1.92
学術研究・専門・技術サービス業	1.25	1.39	0.85	0.81
宿泊業・飲食サービス業	1.55	1.58	1.18	1.14
生活関連サービス業・娯楽業	1.79	1.90	1.84	1.87
教育・学習支援業	1.38	1.40	1.60	1.71
医療・福祉	1.95	2.02	2.35	2.42
複合サービス業	1.69	1.82	1.49	1.95
サービス業	1.54	1.63	2.35	2.51
全体	1.63	1.68	1.77	1.82

(別表4)

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況(詳細表)

	企業数		法定雇用率 達成企業の 割合(%)	算定基礎 労働者数	身体障害者数				知的障害者数				精神障害者数			合計	実雇用率(%)		
	うち法 定雇用 率達成 企業数				①重度 障害者	②重度 障害者 以外の 障害者	③短時 間重度 障害者	④計 (①× 2+② +③)	⑤重度 障害者	⑥重度 障害者 以外の 障害者	⑦短時 間重度 障害者	⑧計 (⑤× 2+⑥ +⑦)	⑨短時 間以外	⑩短時 間	⑪(⑨ +⑩× 0.5)		④+⑧+ ⑪		前年
産業別	農林漁業	3	2	66.7%	297	1	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0.0	4.0	1.35%	0.67%
	鉱業・採石業・ 砂利採取業	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
	建設業	18	12	66.7%	1,579	8	13	1	30	0	1	0	1	0	0	0.0	31.0	1.96%	1.85%
	製造業	432	226	52.3%	144,091	649	844	19	2,161	60	241	3	364	49	2	50.0	2,575.0	1.79%	1.75%
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1	1	100.0%	142	1	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0.0	4.0	2.82%	2.78%
	情報通信業	39	13	33.3%	9,549	27	48	0	102	3	3	0	9	3	0	3.0	114.0	1.19%	1.28%
	運輸業・郵便業	81	54	66.7%	42,098	168	376	11	723	24	138	3	189	18	7	21.5	933.5	2.22%	2.21%
	卸売業・小売業	255	92	36.1%	44,381	100	197	9	406	9	76	10	104	8	3	9.5	519.5	1.17%	1.14%
	金融業・保険業	17	9	52.9%	12,551	59	95	0	213	0	0	0	0	4	0	4.0	217.0	1.73%	1.61%
	不動産業・物品 賃貸業	25	6	24.0%	9,619	19	36	1	75	14	77	0	105	3	3	4.5	184.5	1.92%	1.87%
	学術研究・専 門・技術サービ ス業	28	6	21.4%	4,438	7	21	0	35	0	1	0	1	0	0	0.0	36.0	0.81%	0.85%
	宿泊業・飲食 サービス業	52	19	36.5%	11,158	24	47	2	97	7	11	0	25	5	1	5.5	127.5	1.14%	1.18%
	生活関連サービ ス業・娯楽業	41	16	39.0%	7,397	16	37	2	71	9	48	0	66	1	1	1.5	138.5	1.87%	1.84%
	教育・学習支援 業	49	25	51.0%	11,909	53	93	1	200	0	0	0	0	4	0	4.0	204.0	1.71%	1.60%
	医療・福祉	199	126	63.3%	37,333	216	247	24	703	30	102	16	178	17	12	23.0	904.0	2.42%	2.35%
複合サービス業	10	6	60.0%	3,225	15	18	1	49	1	8	2	12	1	2	2.0	63.0	1.95%	1.49%	
サービス業	108	59	54.6%	17,926	74	123	7	278	46	65	3	160	10	5	12.5	450.5	2.51%	2.35%	
合計	1,358	672	49.5%	357,693	1,437	2,199	78	5,151	203	771	37	1,214	123	36	141.0	6,506.0	1.82%	1.77%	
規模別	56から99人	522	245	46.9%	38,373	107	217	9	440	60	141	11	272	16	12	22.0	734.0	1.91%	1.86%
	100~299人	603	301	49.9%	92,421	303	570	26	1,202	58	207	12	335	27	7	30.5	1,567.5	1.70%	1.60%
	300~499人	108	60	55.6%	35,616	135	225	15	510	20	71	7	118	11	5	13.5	641.5	1.80%	1.76%
	500~999人	73	33	45.2%	42,314	161	267	10	599	20	53	6	99	17	3	18.5	716.5	1.69%	1.63%
	1,000人以上	52	33	63.5%	148,969	731	920	18	2,400	45	299	1	390	52	9	56.5	2,846.5	1.91%	1.89%
合計	1,358	672	49.5%	357,693	1,437	2,199	78	5,151	203	771	37	1,214	123	36	141.0	6,506.0	1.82%	1.77%	

(注) 1. 算定基礎労働者数とは労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

2. 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を1人としてカウントする。

3. 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を0.5人とカウントする。

4. 平成21年から産業分類が変更になっている。

(別表5)

京都府の各機関における障害者の在職状況

(平成22年6月1日現在)

◇京都府（知事部局）

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府（知事部局）	4254	115.0	2.70	0.0

◇京都府（知事部局）以外の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府文化環境部	68	2.0	2.94	0.0
京都府警察本部	572	20.0	3.50	0.0
京都府教育委員会	7715	167.0	2.16	0.0

(別表6)

市町村の機関における障害者の在職状況

(平成22年6月1日現在)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都市	8500	205.0	2.41	0.0
宇治市※①	908	24.0	2.64	0.0
福知山市	553	12.0	2.17	0.0
舞鶴市	593	12.0	2.02	0.0
京丹後市	372	8.0	2.15	0.0
亀岡市	516	10.0	1.94	0.0
八幡市	474	17.0	3.59	0.0
木津川市※②	414	13.0	3.14	0.0
長岡京市	433	9.0	2.08	0.0
南丹市	324	8.0	2.47	0.0
城陽市	306	6.0	1.96	0.0
京田辺市	332	7.0	2.11	0.0
向日市	249	5.0	2.01	0.0
与謝野町	229	5.0	2.18	0.0
綾部市	265	8.0	3.02	0.0
久御山町	297	8.0	2.69	0.0
京丹波町	198	2.0	1.01	2.0
宮津市	178	3.0	1.69	0.0
精華町	196	3.0	1.53	1.0
大山崎町	108	2.0	1.85	0.0
宇治田原町	104	2.0	1.92	0.0
井手町	86	4.0	4.65	0.0
和束町	80	1.0	1.25	0.0
伊根町	71	2.0	2.82	0.0
笠置町	60	3.0	5.00	0.0
京都市教育委員会	6016	113.0	1.88	7.0
八幡市教育委員会	133	2.0	1.50	0.0
京丹後市教育委員会	86	1.0	1.16	0.0
京田辺市教育委員会	64	1.0	1.56	0.0
長岡京市教育委員会	120	6.0	5.00	0.0
亀岡市教育委員会	70	1.0	1.43	0.0
福知山市教育委員会	64	3.0	4.69	0.0
与謝野町教育委員会	78	1.0	1.28	0.0
南丹市教育委員会	50	2.0	4.00	0.0
舞鶴市教育委員会	53	2.0	3.77	0.0
綾部市教育委員会	51	1.0	1.96	0.0
城陽市教育委員会	51	0.0	0.00	1.0
京都市交通局	831	27.0	3.25	0.0
京都市上下水道局	1424	39.0	2.74	0.0
市立福知山市民病院	213	4.0	1.88	0.0
国民健康保険南丹病院組合	202	4.0	1.98	0.0
国民健康保険山城病院組合	143	0.0	0.00	3.0
京丹後市弥栄病院	69	2.0	2.90	0.0
城南衛生管理組合	115	2.0	1.74	0.0
福知山市ガス水道事業	54	2.0	3.70	0.0

※特例認定機関 ①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市水道事業管理者と特例認定を受けている。

②木津川市は、木津川市教育委員会と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(別表7)

特殊法人における障害者の雇用状況
(平成22年6月1日現在)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都市住宅供給公社	108	2.0	1.85	0.0
京都府公立大学法人	1040	24.0	2.31	0.0

[別表5～7に係る注釈]

- [注1] 都道府県・市町村等の機関については、法定雇用率2.1%が適用される。ただし、京都府教育委員会、京都市教育委員会については、法定雇用率2.0%が適用される。
なお、法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び政令指定都市等一定の教育委員会である。
- [注2] 特殊法人については、法定雇用率2.1%が適用される。
- [注3] 法定雇用率2.1%が適用される都道府県・市町村等の機関については、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）が48人以上の場合に、法律に基づく1名以上の障害者の雇用義務が生じる。
- [注4] 法定雇用率2.0%が適用される都道府県・市町村等の機関については、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）が50人以上の場合に、法律に基づく1名以上の障害者の雇用義務が生じる。
- [注5] 実雇用率とは、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）に占める雇用障害者数の割合である。
- [注6] 不足数とは、雇用率算定の対象となる基礎数（職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数）に法定雇用率を乗じた数（1未満の端数切り捨て）から雇用障害者数を引いた数である。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0人になることがあり、不足数が0人になることをもって法定雇用率に基づく法定雇用数の達成となる。

(例) A市 雇用率算定の対象となる基礎数180人 在職障害者数3人

【雇用率の計算】 $3 \div 180 = 0.01666$ 雇用率1.67%

【法定雇用数の計算】

$180 \times \text{法定雇用率} 2.1\% = 3.78$

この場合、障害者を3人雇用しなければならない。(小数点以下は切り捨て)

A市は法定雇用数3人に対し在職障害者数3人であるので、不足数は0人となり法定雇用数を達成している。